

令和4年8月1日

(配布先)

支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任

関西支店
安全環境部長

墜落災害防止に向けた『中棧等』設置の確認について(指示)

先週、当社新築工事作業所で、高さ2.1mの地足場通路から地上にはしごで降りようとしていた型枠大工が、通路上を歩いてきた他の作業員を避けようとして足を滑らせ、墜落するという災害が発生しました。幸い休業には至りませんでしたが、重篤な災害になっても不思議ではない事案です。(別紙参照)

現地調査の結果、地足場通路から地上に降りるはしごを設置した場所について、通路からはしごへの移動の容易さを優先して、中棧を設置していないことが判明しました。労働安全衛生規則では、『架設通路』あるいは『作業床』について、墜落の危険のある箇所には『中棧等』を設置することが義務付けられています。

つきましては、同様の場所について、法令に定められた中棧等(繊維ロープ等の可撓性の材料不可)が設置されていることを、作業所関係者に点検させるよう指示します。

<参考>労働安全衛生規則

(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 ～ 三【略】

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」という。)

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中棧等」という。)

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。第三号において同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 ～ 二【略】

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ 【略】

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等

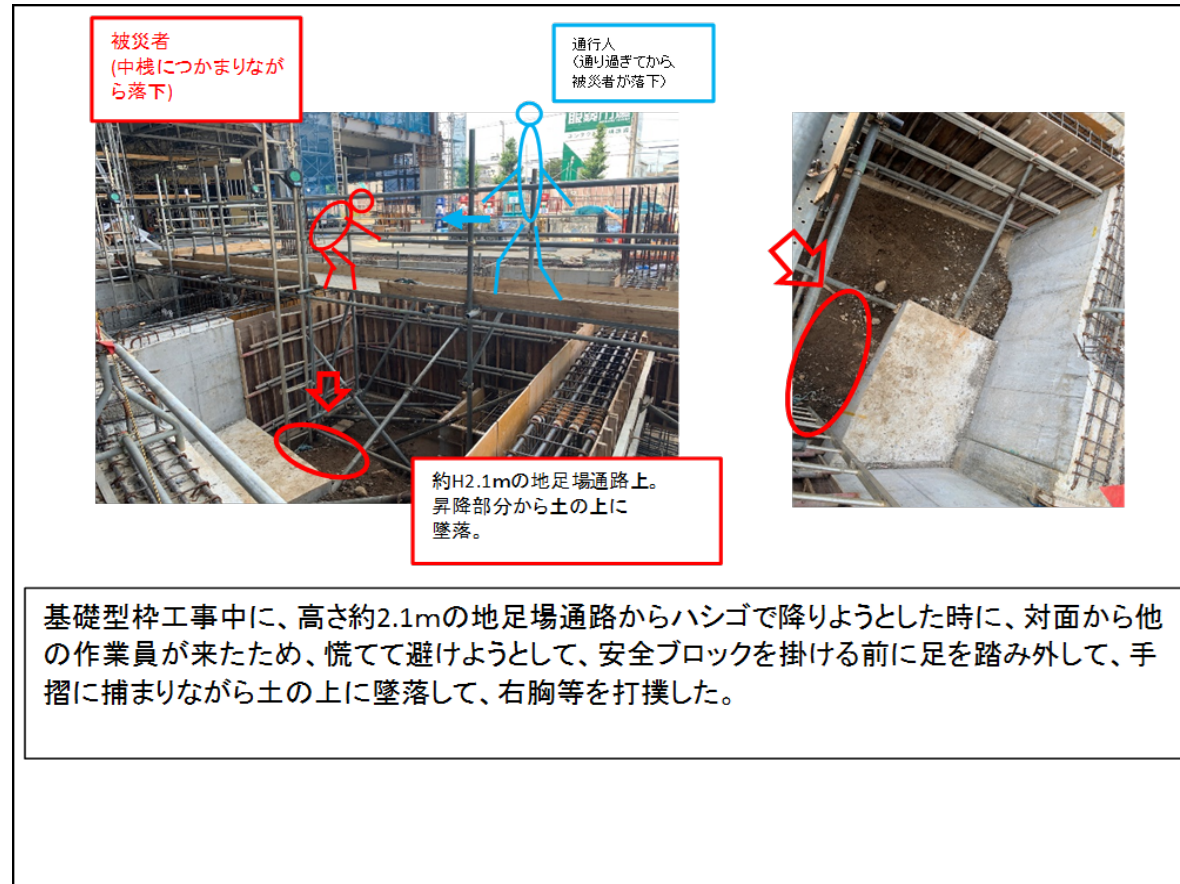
※この事務連絡は、事務連絡22-15(令和4年7月29日)安全環境本部発行に基づき作成しました

以上

(墜 落) 基礎型枠組立工事で、型枠大工が地足場通路から墜落

◇ 発生日時： 2022年7月21日 (木) 午前8:50分頃

◇ 被災者： 型枠大工 70 歳 (所属 2次) 経験 13年3ヶ月



【発生状況】

地中梁型枠組立作業中の型枠大工が、基礎地盤上にはしごを使用して降りるため地足場通路を通行中、対面から他の作業員が来たため、慌てて中棧の無いはしご渡り部分に身をよけた際、足を踏み外して、手摺に捕まりながら約2.1m下の基礎地盤に墜落し、右胸等を打撲した。

(右前胸部打撲傷) (休業見込日数 0 日)